

平成28年 4月 1日

工場排水指導要領

第1章 総則

第1節 目的

この要領は、下水道法(以下「法」という。)及び神戸市下水道条例(以下「条例」という。)に規定する除害施設等の設置、管理の指導及び規制その他工場排水指導に関して必要な事項を定め、もって指導方針の統一的、かつ適正な執行を図ることを目的とする。

第2節 用語の定義

この要領において「除害施設等」とは、法第12条の2第1項及び同第5項に規定する公共下水道への排除基準値(以下「直罰基準」という。)に適合させるために必要な汚水の処理施設並びに条例第11条の2及び11条の3に規定する除害施設の設置等による施設を総称する。

この要領において、その他の用語については、法第2条及び条例第2条に基づく。

第3節 工場排水総合管理システム

工場排水指導に関する事務については、工場排水総合管理システム(以下「システム」という。)によって管理するものとする。

第4節 その他

この要領を補完する細則や事務の執行に必要な事務手続き等については、別途市長が定める。

第2章 事業場の調査把握等

第1節 対象事業場の把握

(1) 下記の各種資料に基づき予備台帳を作成する。

- ア. 公告担当部局に届け出た特定施設設置等届出書
- イ. 水道局資料(大量使用者名簿)
- ウ. 各種統計書
- エ. 事業組合等団体名簿
- オ. タウンページ、インターネット
- カ. その他

(2) 次の①～③の事業場については、下記のア～オの項目をシステムに随時入力する。

- ① 当該年度の指導方針に基づき抽出した調査中及び指導中事業場
- ② 公共下水道使用開始届出書、各特定施設届出書及び除害施設設置計画届出書が提出された事業場
- ③ 開発事前審査書類等が提出された事業場

ア. 事業場名及び所在地

イ. 特定施設等の分類・操業内容、操業日数

ウ. 処理区

エ. 1日の総排水量

オ. 除害施設等を設置している場合、1日当たりの除害施設等処理水量

カ. その他、システムに必要な事項

第2節 把握した事業場の分類

事業場は、以下の基準に従い分類し、その分類に応じて立入検査等の指導の対象とする。

- (1) 分類は「定期立入」、「調査中・指導中」、「一般」、「廃止」、「公共用水域」「その他」の六分類とする。
- (2) 第1節(2)によりシステムに入力した新規事業場は「調査中・指導中」に分類する。ただし、事業組合等であって個別の事業場として区別できないものについては「その他」に分類する。
- (3) 「調査中・指導中の事業場」と分類された事業場については、立入検査を行い排水の水質及び内容等の調査及び指導を行う。その結果を踏まえ「定期立入」に分類するかを判断する。定期立入対象の基準は細則による。
- (4) 分類の見直しは四半期毎の業務集計で行う。ただし、必要な場合は状況に応じて見直しを行うこととする。

第3章 届出書の受理等

法第11条の2に基づく公共下水道使用開始届、法第12条の3, 4, 7, 8, に基づく特定施設関係の届、条例第12条、12条の2, 3, 4に基づく除害施設関係の届、並びに条例14条の2に基づく排水管理責任者の届出受理事務は次のように行う。

第1節 一般事項

- (1) 届出義務者への通知

届出をする事業場に対しては個別通知もしくは一般広報を行う。

- (2) 届出水質項目

使用原材料、生産工程等から推定される項目とする。

- (3) 代表者の氏名等

届出書の申請者欄について、住所及び事業場名は、法人登記の通りとし、代表者氏名は、原則として代表者本人又はその委任を受けた者とする。その場合は委任状を添付させるものとする。

- (4) 届出書部数

届出書部数は2部提出するように指導し、受理後1部を事業場へ返却するものとする。

- (5) 届出書の受理

事業者より提出された届出は、速やかに届出の形式上の要件に適合しているか審査し、決裁区分に基づき受理の可否を決定する。

(6) 台帳整理

届出受理に際しては、届出受付事務台帳を作成し、システムへ必要事項を入力する。

第2節 公共下水道使用開始届

(1) 届出対象者

法第11条の2各号に該当する事業場とする。

(2) 届出書の様式

様式は法施行規則第6条各号に定める様式による。様式第4を「その1」とし、様式第5を「その2」とする。

提出様式の指定の基準は細則による。

(3) 届出内容の変更

公共下水道使用開始届のみを提出している事業場について、その内容（氏名等、廃止）が分かれば、その変更事項については隨時システムに入力する。

第3節 特定施設設置等届

(1) 届出対象者

法第12条の3及び12条の4に該当する事業場とする。

(2) 届出の内容等

ア. 既に特定施設の設置等の届出を行っている事業場で、新たに特定施設を設置する場合又はその内容を変更する場合等の届出書の内容は、新設・変更等の部分がよく分かるように記載させる。

イ. 届出別紙(2)で届出された汚水等の処理の方法については、次節の除害施設設置等計画届に準じて行う。

(3) 届出書の審査

排除される下水の水質が、下水道への排除基準に適合しないと認められる場合、法第12条の5に基づき計画変更命令等の手続きをとる。

第4節 除害施設設置等計画届

(1) 届出対象者

条例第11条の2及び11条の3に基づく除害施設を設置する事業場とする。

(2) 除害施設設置等の指導

当該事業場が処理区域告示前に既に除害施設を設置している場合にも、新設の場合と同一の届出等の指導を行う。

除害施設等の指導にあたっては、除害施設等の設置のための資金の貸付、融資あっせん、その他の助成制度が設けられていることを周知させる。

(3) 除害施設設置等計画届の提出

除害施設設置等計画届は、当該除害施設等から排除される汚水の水質を条例に定める下水道への排除基準に適合する処理ができる施設であることを計画段階で確認する。ただし、特定施設の届出で「汚水等の処理の方法」を記入している者は届出の提出は不要とする。

(4) 除害施設設置等計画届の審査

- ① 除害施設設置等計画届の審査は、発生する汚水の水質及び水量と除害施設の処理方式及び能力との関係から検討し、排除される下水の水質が下水道への排除基準に適合するか審査を行う。
- ② 上記の審査で計画の除害施設では排除基準に適合しないと考えられる場合は、処理能力及び除害方法の変更等、計画の変更を指導する。

第5節 未届出事業場の指導及び処分

必要な届出が提出されていない場合には、1年間を限度に以下のとおり指導、処分を行うものとする。

- (1) 届出指導の起算日は、電話、来庁、立入等により未届けであることを把握した日とする。
- (2) 必要に応じて、法39条の2による報告徴収を行うものとする。

第4章 立入検査等

第1節 立入検査

- (1) 立入検査は、年度当初にその年度の実施計画を立案し、指導・監視の必要性・重要性を考えて適宜実施する。

立入検査回数及び内容については細則による。

- (2) 立入検査は排除基準の適否検査(一般採水、再検査、その他)とその他の検査を行う。

立入検査の内容は細則による。

一般採水、再検査を行うときは採水通知書を発行し、相手方の立会いの下を行う。

- (3) 調査を行った事業場については、排水口毎に水質検査項目を決定する。

- (4) 水質検査項目は、次に定める対象項目からその検査目的に応じて決定する。

ア. 公共下水道使用開始届、特定施設設置等届、除害施設設置等計画届の届出項目

イ. 過去に違反のあった項目

ウ. 業態からみて排出のおそれのある項目

- (5) 新規及び既設にかかわらず、届出の提出された全ての事業場について立入検査を行い、届出内容の確認を行う。また、立入検査で、排除基準を遵守出来るかの確認、または、出来るように適宜指導を行う。

第2節 水質使用料認定

水質使用料の認定は「水質使用料事務取扱要領」による。

第3節 排水設備設置義務の免除に関する事務

排水設備設置義務の免除に関する事務は「排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」による。

第4節 その他の監視

- (1) 立入検査を補完するものとして、汚水幹線等での採水監視を行う。
- (2) 处理場流入口で流入水監視を行う。

第5節 除害施設等の管理指導

除害施設等の維持管理の指導は主として次の事項について行う。

- (1) 排水管理責任者の選任とその管理業務内容の徹底
- (2) 水質検査結果、日常点検日誌等の記録と保存
- (3) pH計等、機器の点検と補正等
- (4) 廃棄物の管理及び処分状況の点検

第6節 水質測定義務

法第12条の12に基づく水質測定義務の指導及び非特定事業場で水質測定の必要な事業場の水質測定の指導は「水質測定の指導及び定期報告の徴収に関する事務取扱要領」による。

第7節 定期報告徴収

条例第24条に基づく定期報告の徴収に関する事項は「水質測定の指導及び定期報告の徴収に関する事務取扱要領」による。

第8節 排水管理責任者

排水管理責任者に関する事項は、条例第14条の2、第14条の3、規則第10条の3、第10条の4並びに別に定める「排水管理責任者制度に関する要綱」に基づいて行うほかは、下記による。

- (1) 排水管理責任者の選任については、同一事業場で複数選任してもさしつかえないものとする。
- (2) 有資格者がいないときは、速やかに資格を取得し、選任する。
- (3) 届出を受理した後システムに入力する。

第9節 事故時の対応について

事業場における事故時の対応については、「有害物質等流入事故対応マニュアル」による。

第5章 排除基準違反時の措置

立入検査等の結果、排水が下水道への排除基準に違反又は違反の恐れのある場合は、次の手続により指導を行う。

第1節 排除基準適否を調査する場合の措置

(1) 対策措置の指導

違反事実の認知後、直に事業場へ通知を行い、違反原因の調査とそれに基づく対策を講じるよう指導する。

通知日を起算日として指導経緯が分かるように内容・状況を記録した指導台帳を作成しておく。
(日時：電話、来庁、立入及び内容)

(2) 立入検査の実施

違反事実を確認した場合には速やかに立入検査を実施し、以下の指導を行う。

- ア. 違反原因等につき、事業場の調査結果の聞き取り。
- イ. 改善措置が既に講じられている場合には違反時検査の実施。
- ウ. 改善措置が講じられていない場合には暫定措置を直ちに実施させたのち違反時検査を行う。
- エ. 恒久措置完了まで長期にわたり応急措置が継続する場合には適宜立入検査を行う。

(3) 報告書の徴収

- ア. 報告書を徴収する基準は細則による。その他必要がある場合には、任意の報告を文書で受けるものとする。
- イ. 報告書の内容は違反原因・改善措置等とし、恒久措置については別途追加で報告を徴収することもできる。

(4) 再検査等の実施

(2)の指導が終了した後再検査等を実施する。

再検査等で合格すれば指導が完了したものとし、指導記録票により指導経緯を報告する。

第2節 その他の検査の場合の措置

水質違反の恐れがあるときは、電話により又は事業場へ出向き指導を行う。指導結果については立入報告書の中で報告する。

必要がある場合には水質検査を行い、排水の水質の確認をする。

第6章 排除基準違反時の指導及び処分

第1節 改善指導等

- (1) 排除基準違反の事業場の指導・処分の基準は、次に定めるところにより行う。
- ア. 除害施設等の構造及び使用の方法に不備のある場合は、条例第13条に規定する除害施設の設置等の指導又は条例第14条に規定する除害施設の改善等の指導を行う。
- イ. 指導を行う場合は、当該事業場に改善の必要性を認識させたうえ改善に対する意志を確認しておくとともに、指導の内容は具体的に行う。また、必要な場合は書面により行う。
- ウ. 上記の場合の他は、細則による。
- (2) 文書による指導は次の通りとする。
- ア. 事業場代表者又は責任者を呼び指導文書を交付し注意する。
- イ. 文書の交付に際しては、受領書に署名させる。

第2節 直罰事業場に対する処分及び告発

(1) 法第37条の2に基づく改善命令等

直罰対象事業場に対する改善命令等の処分は、次に定めるところにより行う。

ア. 改善命令及び排水の停止命令の要件

(次のいずれかの場合に行う)

- ① 排除基準を超える水質違反事実があり、なお、排除基準違反の状態が続く恐れがある場合。
- ② 特定施設、除害施設等の構造・使用方法等から判断して、なお、将来にわたり水質違反を繰り返す恐れがある場合。

なお、改善命令と排水の停止命令は同時に行うことができる。

イ. 特定施設の使用停止命令の要件

特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法の改善のみによっては、その間、排出水の汚染状態を下水道への排除基準に適合させることができないと判断される場合。なお、この命令は上記アの命令と同時にできる。

ウ. 命令事項

命令事項は、次のように具体的に行う。

① 改善命令について

- 改善を要する施設名並びに具体的な改善措置
- 改善の期限

恒久措置の完了期限は、命令の日から6カ月以内とする。ただし、暫定措置が必要な場合については、その完了期限は命令の日から7日以内とする。

② 排水停止命令について

排水停止を行う排水口名及びその期限

③ 特定施設の使用停止命令について

使用停止を行う特定施設名及びその期限

エ. 命令を行う場合の注意

改善命令等の処分は、公共下水道への排除基準に適合させ得る範囲で行うものとする。また、その処分にあたっては、次の点に十分留意して行う必要がある。

- ① 改善命令の内容は排除基準に適合させるために十分なものでなければならない。
- ② 排水の停止命令は事実上操業停止を伴う場合が多いので、停止期間は適切な措置がとられるまでの期間とする。なお、改善命令又は特定施設の使用停止命令で、目的が達成される場合は、排水の停止命令は行う必要はない。

オ. 命令後の措置

- ① 命令の履行実施状況は、改善措置後の立入検査により確認するものとする。

- ② 排水の停止命令及び特定施設の使用停止命令の解除

排水の停止命令等の処分を行った後、施設の改善等の措置が命令に基づく期限より早く完成した場合は、命令の解除を行う。

(2) 法第 38 条に基づく改善命令等

(1) 以外の改善命令等の処分は、法第 38 条に基づく条例 13 条及び 14 条の規定により行い、その処分の基準等は、(1) ア～オの規定を準用する。

(3) 告発

警告、改善命令とは別に、違反の状態によって必要なときは、司法機関に告発する。

第 3 節 不利益処分の内容及び手続き

不利益処分の内容及び手続きは、「工場排水指導に係る不利益処分事務取扱要領」による。